

多摩芸術開発協会規約

TAMA ASSOCIATION OF ARTS DEVELOPMENT

多摩芸術開発協会規約

第一条 本協会は多摩芸術開発協会（TAMAMASSOCIATION OF ARTS DEVELOPMENT・略称TAAD）と称する。

第二条 本協会は多摩芸術学園の外郭機関として設置、運営され、多摩芸術学園の機能と能力をもつて、左記の収益事業を行うものとする。

(1) 本協会が企画・制作する業務

(2) 受注委託による企画・制作業務

- ① アドバイジングデザインの企画・制作
- ② フォトグラフィの企画・制作
- ③ CM・CF・オースライドの企画・制作
- ④ 記録映画、観光映画等の企画・制作
- ⑤ TV・VTRの企画・制作
- ⑥ 音響・音楽の企画・制作
- ⑦ 舞台上演の企画・制作

⑧ その他

(3) 出版業務

第三条 本協会は本部及び企画部を川崎市高津区久本一三七番地に置き、業務事務所を東京都渋谷区渋谷四一三一七に置く。

第四条 本協会は多摩芸術学園教職員あるいは本協会の主旨に賛同する者のうちから選任されたものをもつて構成する。

第五条 本協会に左の役員をおく。

会長 一名、相談役 一名、企画委員長 一名、企画委員 若干名、運営委員長 一名、運営委員 若干名。

第六条 業務事務所に事務所長をおく。

第七条 役員・事務所長等構成員の選任は多摩芸術学園が行う。

第八条 会長は本協会を代表し、各委員会を招集する。運営委員長は会長を補佐して業務を統括する。

第九条 役員任期は二年とする。但し、再任を妨げない。

第十条 本協会の業務、会計は多摩芸術学園に報告し、その承認をうけるものとする。

第十一条 本協会は必要に応じ、運営に関する細則を設けることができる。
 第十二条 本規約の変更は、多摩芸術学園の承認をうけるものとする。

以上

役員構成

会長	峰尾芳男	<small>ハイネン 芳男 の代表として</small>
相談役	村田晴彦	
企画委員長	本間成幹	<small>ミトノ 成幹</small>
企画委員	江上波夫	
	山辺知行	
	白鳥芳郎	
	佐々木静一	
運営委員長	本間成幹	
運営委員	峰尾芳男	
	本間成幹	
	峰尾芳男	

事務所長	本間成幹
	塩山惇臣
	内海正和
	佐々木則之
	内海正和
	内海正和

T A A D 企画委員会事業計画案

事業内容

一、民族記録映画

- ① タイ山地民族の記録
- ② その他

二、学術記録映画

- ① 天野コレクションの記録
- ② シリアダム埋没資料の記録
- ③ シリアダム建設工事の記録
- ④ その他

三、文化財保存記録映画

- ① 織物文様（黄八丈など）

四、美術映画

- ② 陶器文様
- ③ 建築文様
- ④ 工芸文様
- ⑤ その他

五、その他

- ① 歴史篇
- ② 作家篇
- ③ 作品篇
- ④ その他